

ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化 - “ごみ”ニティ活動支援事業の実施について -

1 家庭ごみ収集における現状及び課題

本市では、家庭ごみの収集に関し、良好な衛生環境の確保や収集効率の向上等を目的として、ごみ収集か所についてステーション化を推進するとともに、地域でごみステーションを適正に維持管理するための助言・指導を行っている。

現在、家庭ごみの収集に関し、次のような課題がある。

- (1) 資金的な問題からごみボックスの設置等ステーション化に消極的な状況がある。
- (2) ごみステーションにおいて、ごみがカラス等により散乱し、美観を損ねるとともに、不衛生な状況がある。
- (3) ごみステーションの維持管理上の理由等から、戸別収集に変更となる場合がある。
- (4) 道路上のごみボックスについて、歩行者や自転車等の通行の妨げとなっている場合がある。

ごみ置き場の現況 (平成26年3月現在)

| | |
|--------------------|---------------------|
| ごみ置き場 | 60,070か所 |
| ごみステーション | 36,631か所 |
| ごみボックス (うち道路上分) | 7,311台 (約5,000台) |
| 防水シート、カラスよけネット等 | 29,320か所 |
| 戸別収集 | 23,439か所 |

※ 本市の家庭ごみの収集は、ステーション方式(原則、10戸程度に1か所)を基本としており、自治会等にごみステーションの設置をお願いしている。

2 “ごみ”ニティ活動支援事業の実施

ごみ収集か所のステーション化の推進、ごみステーションの適正な維持管理の促進、さらには、道路上のごみボックスの改善など地域における家庭ごみの排出に関する課題について、地域コミュニティ主体での取組を進め、その取組を通じて良好な衛生環境の確保、環境美化の推進等を図るとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的として“ごみ”ニティ活動支援事業を平成27年7月から実施している。

具体的な事業内容は、

- (1) ごみステーションの管理用具の貸与制度及びごみボックス購入等に対する補助制度を創設(制度の概要は別記のとおり。)
- (2) 道路上のごみボックスの改善については、町内会役員などに調整役を依頼し、住民同士の話し合いを通じて、道路占用許可の基準を満たさないごみボックスの撤去や移設などの改善を行っていただくこととし、本市はその活動を支援する。
- (3) 本市がごみ排出の適正化指導等を依頼している「地域環境指導員」(約3,700人)の活動を支援するため、地域活動マニュアルの作成等を行う。

※ 地域活動マニュアルには、道路上のごみボックスの改善事例や、ごみステーションの維持管理方法、ごみ減量や分別排出に関する市民啓発、町内清掃や門前清掃等の地域美化活動に関する事項など、地域環境指導員が活動する上で必要な情報を記載する。

【道路上のごみボックスを改善するに至った経緯】

本市では家庭ごみ収集用のごみボックスについては、道路の管理上の観点から、一律に道路占用許可物件として認めていなかったが、平成25年8月、国土交通省から、「ごみボックスは道路法上の占用許可物件に該当し、占用許可の基準を満たせば占用が可能である。」との見解が示された。これを受け、本市道路交通局において、平成27年3月末に「ごみボックス占用許可取扱要領」を制定し、一定の要件を満たす場合には道路占用を認め、基準に適合しないものについては、平成29年度末までの3年間を目安に、移動・撤去や基準に合致するごみボックスへの変更等を促すこととした。

別記

貸与制度及び補助制度の概要

1 制度の目的

家庭ごみの収集のために屋外に設けたごみステーションの管理に必要な管理用具を無償で貸与すること、若しくは、ごみボックス購入等を行う場合に、その費用の全部又は一部を補助することにより、ごみ収集箇所のステーション化の推進、ごみステーションの適正な維持管理、道路上のごみボックスの改善について、地域コミュニティ主体の取組が進むことを目的とする。

2 貸与又は補助の対象者

概ね10世帯以上が利用する屋外のごみステーションを管理している自治会、町内会等の団体及びごみステーションを使用する者の代表者

3 管理用具貸与の概要

- (1) 防水シート 約10世帯用、約20世帯用
- (2) カラスよけネット 約10世帯用、約20世帯用
- (3) ごみ収集枠 約10世帯用、約15世帯用



ごみ収集枠 (約10世帯用)

4 ごみボックス購入等補助の概要

- (1) 補助対象経費
ごみボックスの購入、製作又は修理にかかる経費(設置費用を含む。)
- (2) 補助額等
補助対象経費が3万円以下の場合は全額、補助対象経費が3万円を超える場合は、3万円を超える額の2分の1を加算し、限度額5万円

5 実施期間

実施期間は平成27年8月から平成31年度末まで。ただし、道路上のごみボックスのうち、「ごみボックス占用許可取扱要領」に定める基準を満たさない既存のごみボックスの移設や撤去を伴うものについては、平成29年度末までとする。